

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 6 月27日

佐賀県知事 山 口 祥 義

佐賀県規則第30号

佐賀県漁業調整規則の一部を改正する規則

佐賀県漁業調整規則（昭和45年佐賀県規則第38号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>( 漁業の許可 )</p> <p>第 7 条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、<u>第 1 号から第 3 号までに規定するもの</u>にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 4 号、第12号及び第15号から第17号までに規定するものにあつては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により当該各号に規定する漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ~ (17) 略</p> <p>( 許可の申請 )</p> <p>第 8 条 漁業法第66条第 1 項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第 1 項の規定による<u>漁業及び前条第 1 号から第 3 号までに規定する漁業</u>（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第 4 号による申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>( 漁業の許可 )</p> <p>第 7 条 次に掲げる漁業の方法により漁業を営もうとする者は、漁業法第65条第 1 項及び水産資源保護法第 4 条第 1 項の規定に基づき、第 1 号から<u>第10号まで、第12号、第14号、第16号及び第17号</u>に規定するものにあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、知事の許可を受けなければならない。ただし、第 4 号、第12号及び第15号から第17号までに規定するものにあつては、漁業法第 8 条第 1 項の規定により当該各号に規定する漁業を営む権利を有する漁業協同組合の組合員が当該漁業協同組合の有する漁業権又は入漁権の内容たる当該漁業を営む場合は、この限りでない。</p> <p>(1) ~ (17) 略</p> <p>( 許可の申請 )</p> <p>第 8 条 漁業法第66条第 1 項の規定及び前条の規定による漁業の許可（以下「漁業の許可」という。）を受けようとする者は、漁業法第66条第 1 項の規定による<u>漁業並びに前条第 1 号から第10号まで、第12号、第14号、第16号及び第17号</u>に規定する漁業（以下「船舶ごとに許可を要する漁業」という。）にあつては当該漁業ごと及び船舶ごとに、その他の漁業にあつては当該漁業ごとに、別記様式第 4 号による申請書を知事に提出しなければならない。</p>

改正前	改正後
<p>2～6 略 (許可等の定数)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見を<u>きく</u>ものとする。</p> <p>3～5 略 (許可等の基準)</p> <p>第26条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を<u>こえる</u>場合には、知事は少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請を<u>すべて</u>認めるとすれば当該漁業の定数を<u>こえる</u>こととなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者)にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であってその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を<u>こえない</u>ものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に</p>	<p>2～6 略 (許可等の定数)</p> <p>第25条 略</p> <p>2 知事は、前項の定数を定める場合には、あらかじめ関係海区漁業調整委員会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>3～5 略 (許可等の基準)</p> <p>第26条 定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請が定数を<u>超える</u>場合には、知事は少なくとも次に掲げる事項を勘案して漁業ごとに許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>2 知事は、定数漁業に係る許可又は起業の認可の申請を<u>全て</u>認めるとすれば当該漁業の定数を<u>超える</u>こととなる場合において、その申請のうち現に当該漁業の許可又は起業の認可を受けている者(当該漁業の許可の有効期間の満了日が第8条第3項(第21条第3項において準用する場合を含む。)の規定により公示した許可又は起業の認可を申請すべき期間の末日以前である場合にあっては、当該許可の有効期間の満了日において当該漁業の許可又は起業の認可を受けていた者)が当該漁業の許可の有効期間(起業の認可を受けており、又は受けていた者)にあっては、当該起業の認可に係る漁業の許可の有効期間)の満了日の到来のため改めてした申請(船舶ごとに許可を要する漁業にあっては、当該許可又は起業の認可に係る船舶と同一の船舶又はその代船であってその総トン数及び馬力数が当該許可又は起業の認可に係る船舶の総トン数及び馬力数を<u>超えない</u>ものについてした申請に限る。)があるときは、前項の規定にかかわらず、その申請に対して、他の申請に</p>

改正前	改正後																				
<p>に優先して許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数を<u>こえる</u>こととなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を<u>きく</u>ものとする。</p> <p>第28条 略</p> <p>2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を<u>きく</u>ものとする。</p> <p>(体長等の制限)</p> <p>第36条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="232 906 1102 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たいらぎ</td> <td><u>殻高</u> 15センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第39条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="232 1228 1102 1388"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>えびこぎ網</td> <td><u>ビームの長さ</u> 7メートル以下 <u>袋網の網目</u> 15センチメートルにつき14節以上</td> </tr> </tbody> </table>	名称	大きさ	たいらぎ	<u>殻高</u> 15センチメートル以下	略		名称	範囲	えびこぎ網	<u>ビームの長さ</u> 7メートル以下 <u>袋網の網目</u> 15センチメートルにつき14節以上	<p>優先して許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>3 知事は、前項の規定により許可又は起業の認可をすれば定数を<u>超える</u>こととなる場合には、前項の規定にかかわらず、少なくとも次に掲げる事項を勘案して許可又は起業の認可の基準を定め、これに従って許可又は起業の認可をするものとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>4 知事は、第1項又は前項の基準を定めようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>第28条 略</p> <p>2 知事は、前項第2号若しくは第3号の規定に基づき別に定め、又はこれを変更しようとするときは、関係海区漁業調整委員会の意見を<u>聴く</u>ものとする。</p> <p>(体長等の制限)</p> <p>第36条 次の表の左欄に掲げる水産動物は、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。</p> <table border="1" data-bbox="1155 906 2024 1050"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>大きさ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>たいらぎ</td> <td><u>殻長</u> 15センチメートル以下</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 略</p> <p>第39条 次の表の左欄に掲げる漁具により水産動物を採捕する場合にあっては、当該漁具は、それぞれ同表の右欄に掲げる範囲でなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1155 1228 2024 1388"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>範囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自家用えさびき網</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	大きさ	たいらぎ	<u>殻長</u> 15センチメートル以下	略		名称	範囲	自家用えさびき網	略
名称	大きさ																				
たいらぎ	<u>殻高</u> 15センチメートル以下																				
略																					
名称	範囲																				
えびこぎ網	<u>ビームの長さ</u> 7メートル以下 <u>袋網の網目</u> 15センチメートルにつき14節以上																				
名称	大きさ																				
たいらぎ	<u>殻長</u> 15センチメートル以下																				
略																					
名称	範囲																				
自家用えさびき網	略																				

改正前		改正後	
	20節以下		
自家用えさびき網	略		
略		略	
<p>(許可船舶に対する<u>てい泊</u>命令及び検査)</p> <p>第48条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、<u>漁業取締り上必要があると認めるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、てい泊港及びてい泊期間を指定して当該船舶のてい泊を命ずることがある。</u>漁業法第134条第1項の規定による検査を行なわせるときも、<u>また同様とする。</u></p> <p>2 前項前段の規定による<u>てい泊期間</u>は、<u>40日をこえないものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項後段の規定による<u>てい泊期間</u>は、<u>10日間を超えないものとする。</u></p> <p>第49条 知事は、<u>漁業の許可に係る船舶</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、<u>漁業取締り上必要があるときは、当該船舶の船長、船長の職務を行なう者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することがある。</u></p> <p>2 略</p> <p>(無許可船に対する<u>てい泊</u>命令)</p> <p>第50条 知事は、合理的に判断して<u>船舶が当該漁業の許可を受けな</u></p>		<p>(許可船舶に対する<u>停泊</u>命令及び検査)</p> <p>第48条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して、漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、<u>漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者に対し、停泊港及び停泊期間を指定して当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の停泊を命ずることがある。</u>漁業法第134条第1項の規定による検査を行なわせるときも、<u>同様とする。</u></p> <p>2 前項前段の規定による<u>停泊期間</u>は、<u>40日間を超えないものとする。</u></p> <p>3・4 略</p> <p>5 第1項後段の規定による<u>停泊期間</u>は、<u>10日間を超えないものとする。</u></p> <p>第49条 知事は、<u>漁業の許可を受けた者</u>につき、合理的に判断して漁業に関する法令の規定又はこれらの規定に基づく処分に違反する事実があると認める場合において、<u>漁業取締り上必要があるときは、当該漁業の許可を受けた者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者又は操業を指揮する者に対し、当該漁業に従事する船舶への乗組みを制限し、又は禁止することができる。</u></p> <p>2 略</p> <p>(無許可船に対する<u>停泊</u>命令)</p> <p>第50条 知事は、合理的に判断して<u>漁業者が漁業の許可を受けない</u></p>	

改正前	改正後
<p>いで、当該漁業に使用された事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、<u>当該船舶により漁業を営む者又は当該船舶の船長、船長の職務を行なう者若しくは操業を指揮する者</u>に対し、<u>てい泊港及びてい泊期間</u>を指定して当該船舶の<u>てい泊</u>を命ずることがある。</p> <p>2 前項の規定による<u>てい泊期間</u>は、<u>40日</u>をこえないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(停船命令)</p> <p>第52条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を<u>行なう者</u>又は操業を指揮する者に対し、<u>停船</u>を命ずることがある。</p> <p>2 前項の停船命令には、次に掲げる信号を用いるものとする。</p> <p>(1) <u>昼間にあっては、別記様式第12号による停船信号を掲げ、又は1秒時の間隔をもって汽角、汽笛その他の音響器により長声1発及び短声4発を連発する。</u></p> <p>(2) <u>夜間にあっては、約1秒時の間隔をもって、せん光により長光1せん及び短光4せんを連せんし、又は前号と同様の音響信号をする。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長声</u>」又は「<u>長光</u>」とは、<u>約4秒から6秒までの音響又はせん光をいい、「短声」又は「短光」とは、約1秒時の音響又はせん光をいう。</u></p> <p>様式第12号</p>	<p>で、当該漁業を<u>営んだ</u>事実があると認める場合において、漁業取締り上必要があるときは、<u>当該漁業者又は当該漁業者の使用に係る船舶の船長、船長の職務を行う者若しくは操業を指揮する者</u>に対し、<u>停泊港及び停泊期間</u>を指定して当該船舶の<u>停泊</u>を命ずることがある。</p> <p>2 前項の規定による<u>停泊期間</u>は、<u>40日間</u>を超えないものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(停船命令)</p> <p>第52条 漁業監督吏員は、漁業法第74条第3項の規定による検査又は質問をする必要があるときは、漁業に従事する船舶の船長、船長の職務を<u>行う者</u>又は操業を指揮する者に対し、<u>停船</u>を命ずることができる。</p> <p>2 前項の停船命令は、<u>同項の検査又は質問をする旨を告げ、又は表示し、かつ、国際海事機関が採択した国際信号書に規定する次に掲げる信号を用いて行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>別記様式第12号による信号旗Lを掲げる。</u></p> <p>(2) <u>サイレン、汽笛その他の音響信号によりLの信号(短音1回、長音1回、短音2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>(3) <u>投光器によりLの信号(短光1回、長光1回、短光2回)を約7秒の間隔を置いて連続して行う。</u></p> <p>3 前項において、「<u>長音</u>」又は「<u>長光</u>」とは、<u>約3秒間継続する吹鳴又は投光をいい、「短音」又は「短光」とは、約1秒間継続する吹鳴又は投光をいう。</u></p> <p>様式第12号</p>

改正前	改正後
<p>略 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 斜線の部分は黒でありその他の部分は黄である。</li> <li>2 この旗は政府間海事協議機関の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。</li> <li>3 略</li> </ol>	<p>略 備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 斜線の部分は、<u>黒</u>であり、<u>その他の部分は、黄</u>である。</li> <li>2 この旗は、<u>国際海事機関</u>の採択した国際信号書に掲載の「L」旗(あなたは、すぐ停船されたい。)である。</li> <li>3 略</li> </ol>

附 則

( 施行期日 )

- 1 この規則は、平成29年7月1日から施行する。

( 経過措置 )

- 2 この規則の施行の際現に改正前の佐賀県漁業調整規則(以下「旧規則」という。)第7条の規定による許可(以下「旧許可」という。)又は旧規則第21条第1項の規定による起業の認可(以下「旧認可」という。)を受けている者は、旧許可又は旧認可に係る漁業及び旧許可に係る許可証又は旧認可を通知する書面に記載された船舶について、改正後の佐賀県漁業調整規則(以下「新規則」という。)第7条又は第21条第1項の規定による漁業ごと及び船舶ごとの許可又は起業の認可を受けたものとみなす。この場合において、当該許可の有効期間又は当該起業の認可に係る新規則第22条第2項の知事が指定した期間は、旧許可又は旧認可の残存期間とする。
- 3 この規則の施行の際現にされている旧規則第7条の規定による許可の申請は、新規則第7条の規定による許可の申請とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に漁業法(昭和24年法律第267号)第66条第1項の規定によるえびこぎ網漁業の許可を受けている者については、旧規則第39条の規定は、当該許可の有効期間の満了の日までの間は、新規則第39条の規定の施行後も、なおその効力を有する。
- 5 この規則の施行前にした行為及び前項の規定によりなおその効力を有することとされる場合におけるこの規則の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。